

■ 1月1日～31日 新島・式根島の航路と発着時間

問い合わせ：東海汽船・新島 ☎ 5-0187 式根島 ☎ 7-0357

【神新汽船】下田行き：2日を除く水曜日運休

下田便	日・火・金	月・木・土
下田	午前 9:20 発	午前 9:20 発
新島	午後 12:00 着 午後 12:15 発	午後 1:20 着 午後 1:40 発
式根島	午後 12:35 着 午後 12:50 発	午後 12:50 着 午後 1:00 発
下田	午後 4:20 着	午後 4:20 着

1～31日【ジェット船】
運航日：11,18,25日

東京便	下り	上り
東京	午前 8:30 発	
新島	午前 11:20 着 午前 11:25 発	午後 1:25 着 午後 1:30 発
式根島	午前 11:40 着	午後 1:15 発
東京		午後 4:25 着

1～31日【大型船】
下り運休：10,17,24日を除く毎日
上り運休：11,18,25日を除く毎日

東京便	下り	上り
東京	午後 10:00 発	
新島	午前 8:35 着 午前 8:45 発	午前 11:45 着 午前 11:55 発
式根島	午前 9:05 着	午前 11:20 着 午前 11:25 発
東京		午後 7:00 着 土日 7:45

民生課からのお知らせ

■ 国民年金保険料の「後納制度」の申込について

国民年金保険料は納期限により2年を経過した場合、時効によって納付することが出来なくなりませんが、過去10年間の時効により納付できなかった期間の保険料は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで納付することが可能となりました。これを「後納制度」といいます。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります（既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、後納制度をご利用頂けません）。

対象となる方には、日本年金機構から「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」をお送りしており、平成24年8月より申込受付が開始されています。これからお申し込みされる方は、審査に時間がかかることがありますので、基礎年金番号のわかるものをご用意の上、お早めに年金事務所へお問い合わせください。

なお、審査の結果、後納制度による納付をご利用頂けない場合もあります。

詳細・問い合わせ
専用ダイヤル
☎ 0570(011)050
港年金事務所
☎ 03(5401)3211

■ 住民基本台帳の閲覧状況の公表について

平成18年11月に住民基本台帳法の一部が改正され、個人情報保護に十分留意した法律が施行されました。この改正により、誰でも閲覧を請求できるといつこれまでの閲覧制度は廃止され、市町村には閲覧状況を公表することが義務付けられました。

【台帳の閲覧状況】

・期間 平成23年11月
～平成24年11月まで
・閲覧件数 0件
・問い合わせ 住民年金係

■ 震災孤児遺児応援金の給付について

愛知ボランティアセンターでは、2011年度から東日本大

震災で孤児遺児となってしまった方々に、応援金をお贈りする活動を行っております。2012年度も引き続き、多くの方々に応援金をお贈りするため、給付申請者を募集しております。募集要綱は次のとおりです。

▼ 応募できる方

- ① 東日本大震災による直接的、間接的な理由でご両親（のどちらか）、または保護者を亡くされた方
- ② 2012年度18歳以下の方（定時制高校生は19歳以下も可）

▼ 申込締切

2013年3月末日（消印有効）

▼ 応募方法

必要書類に記載の上、愛知ボランティアセンターまで送付
応募用紙については、役場民生課に用意してあります。

詳細・問い合わせ

愛知ボランティアセンター
☎ 090(6590)3117
ホームページ
<http://aichiborasen.org/>

離島センターからのお知らせ

■ 平成25年度離島人材育成基金助成事業

▼ 対象 離島に住んでいる人

または離島で活動しているグループ・団体など

▼ 対象事業

- つぎの4つの事業に該当し、新たに取り組む事業。
- ① 離島の産業振興にかかわる事業
- ② 離島の生活・文化・福祉の向上に係る事業
- ③ 他地域との交流推進に係る事業
- ④ その他人材育成に必要な事業

▼ 助成金額

1事業につき100万円。

（助成金支給対象経費の3分の2以内）

▼ 応募締切

2月8日（金）

▼ 審査・事業決定

応募いただいた事業は、運営委員会にて審査します。審査結果は市町村役場を通じて通知します。

▼ 事業実施期間

平成25年4月1日～

▼ 応募方法

平成26年2月28日
助成事業申請書ならびに助成事業計画書などの必要書類を作成の上、役場企画調整室へ提出して下さい。

▼ 問い合わせ

企画調整室 ☎ (5)0240 内線203
または、財団法人日本離島センター 総務部
☎ 03(3591)1151

税政係からのお知らせ

○給与支払報告書の提出について

給与支払報告書は、地方税法より提出が義務付けられています。提出義務違反については、罰則が定められています。

法人および個人事業主の方は、平成24年中に支払った給与等について、平成25年1月31日までに、「給与支払報告書」を役場税政係に忘れずに提出して下さい。提出の際、次の点にご注意ください。

- ①平成25年1月1日現在、新島村に住んでいる受給者の分のみ
②支払額の多少や常勤・非常勤の別にかかわらず全受給者分
③平成24年中の退職者についても提出

また、給与等の支払者は、すべての受給者に対し、同じく平成25年1月31日までに、「給与所得の源泉徴収票」を交付する義務があります。

○復興特別所得税の源泉徴収

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要となる財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。この

ため、源泉徴収義務者の方は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる給与等の所得について、源泉所得税と併せて復興特別所得税を徴収・納付しなければなりません。とされました。平成25年1月の所得から、新しい源泉徴収税額表を使用して計算してください。税額には、復興特別所得税相当額が含まれています。最新版の税額表が必要な方は、役場税政係にお申し出ください。

そのまま提出できる申告書や決算書の作成ができます。画面の案内に従って必要な項目に入力すると、税額等はすべて自動計算されるので、誤りがなく、大変便利です。電子申告・納税システム(e-Tax)もぜひご利用ください。
問い合わせ
企画財政課税政係
☎(5)0240内線113

■東京税理士会から

「確定申告はお早めに」

無資格者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けている等のため依頼者(納税者)が不測の損害を被る恐れもあります。「にせ税理士」および「にせ税理士法人」にご注意ください。税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。詳しくは、東京税理士会ホームページをご覧ください。
税理士会ホームページ
http://www.tokyozeshinikai.or.jp

国の教育ローン

▼ご利用頂ける方
ご融資の対象となる学校に入

学または在学される方の保護者で、世帯の年間収入が規定の金額以内の方(規定金額はホームページをご覧ください)。

▼特例要件

規定金額を超える収入のある方でも、世帯の年間収入が990万円以内で次の特例要件のいずれかに該当する方はご利用頂けます。

- ①勤続年数が3年末満
②居住年数が1年末満
③返済負担率が30%超
④借入申込人またはその配偶者が単身赴任
⑤ご親族等が要介護者または要支援者で介護費用を負担
⑥ご親族等が高額療養費制度または難病患者等に対する公的助成制度を利用しての方で療養費用を負担
⑦大規模災害により被災

▼融資対象となる学校
高等学校、高等専門学校、大学、大学院、ほか各種学校など

▼ご融資額

学生1人につき300万円以内

▼利率

年2.45%(災害・母子家庭の利率は年2.05%)

▼返済期間

15年以内(災害特例18年以内)

▼詳細・問い合わせ

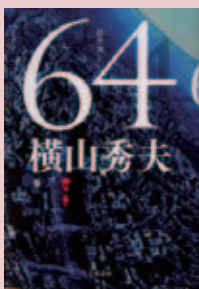
日本政策金融公庫

http://www.jfc.go.jp/

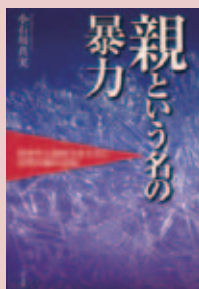
■住民センター図書室から新刊のご案内



宮部 みゆき



横山 秀雄



小石川 真実

- ★蟻地獄 板倉 俊之
★続 時の迷路 香川 元太郎
★水のかたち 宮本 輝
★虚像の道化師 東野 圭吾
★七つの会議 池井戸 潤

■本村住民センター図書室

利用時間

午前 9:00~午後 5:00(年末・年始をのぞく)

*新刊の貸し出しなど、教育委員会へお問い合わせください。
☎教育委員会 5-0203 直通